

カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所承認

ご自身が、現在又は過去にトヨタ、レクサスあるいはサイオンを所有、購入又はリースしている、或いはしていた場合は、
集団訴訟和解による恩恵が受けられる可能性があります。

本和解に関するスペイン語のウェブサイトはこちらです：www.toyotaelsettlement.com

- 電子制御スロットルシステム（以下「ETCS」とする）を搭載した一部の車輛に関し、トヨタ自動車株式会社及び米国トヨタ自動車販売株式会社（以下「トヨタ」という）に対する集団訴訟において和解案が提示されています。本和解案の原告となる者には法的権利、選択肢が与えられており、それらを行行使する期限が定められています。
- トヨタ、レクサス又はサイオンの一部車種を購入、所有、リースあるいはこれらの車輛に保険を掛けていた場合は、和解の対象になります（適格車種のリストについては下記の質問3参照）。
- 和解案の内容は以下のとおりです：(a) 集団訴訟の恩恵対象者には総額5億ドルにのぼる2つの基金から現金が支払われる、(b) 対象車には無償でブレーキ・オーバーライド・システムが取り付けられる、(c) 集団訴訟のその他の対象原告には対象車の部品又は製造上の欠陥を修理するカスタマー・サポート・プログラムがあり さらに (d) 自動車の安全性に関する研究と教育に少なくとも3千万ドルを拠出する。

本通知を慎重にお読みください。ご自身のアクションの有無によってご自身の法的権利に何らかの影響が生じます。ウェブサイトwww.toyotaelsettlement.comにて新情報が常時掲載され更新されますので、継続的にご確認ください。

A. 基本情報

1. 本通知関連内容

裁判所での最終和解案決定以前に、集団訴訟和解案及び関連する期限についてご自身は知る権利を有している為、本通知の送達が承認されました。本訴訟の名称は *Toyota Motor Corp. 意図せざる加速マーケティング、販売慣行、及び製造物責任訴訟*、事案番号8:10ML2151JVS (FMOx) に関してです。はトヨタ自動車株式会社及び米国トヨタ自動車販売株式会社（以下「トヨタ」という）です。本通知は本訴訟、和解及びご自身の法的権利を解説したものです。ご自身は訴えられていません。裁判所にて現時点では本和解の最終判断は下されていません。支払い及びその他の恩恵は、裁判所が最終的に和解案を認め、和解に向けた上訴がすべて処理されてはじめて分配されます。それまでは、本通知に記載のウェブサイトを継続的にご確認ください。裁判所が、すべての質問は集団訴訟和解管理者に宛てるよう命令しているため、トヨタ及び/又はレクサス、サイオンのディーラーには一切問い合わせることのないようお願い致します。

ご自身の法的権利は何らアクションを起こさない場合でも影響を受ける場合があります。
本通知を注意深くお読みください。

ご自身の権利及び選択肢

ご自身は以下のアクションが可能です：		期限
賠償請求書の提出	これが原告として金銭的な恩恵を受けることができる唯一の方法です。	2013年7月29日
反論	和解案を受け入れない理由を裁判所に書面により通知してください。	受付期限は 2013年5月13日
適用除外を受ける	和解案の適用除外を依頼してください。適用除外を選択された場合は、和解による恩恵を受けられなくなりますが、本訴訟の争点についてトヨタを訴える権利が留保されます。	2013年5月13日以前の消印有効
法廷に出廷する又は公聴会に赴く	和解案に参加するために法廷に出廷する必要はありませんが、適用除外を申請しない場合に、反論を提出だけでなくご自身あるいはご自分の弁護士を通じて出廷することができます。また、和解案について公聴会において法廷で発言を要求することもでき	2013年5月13日

	ます。	2013年6月14日 午前9時
何のアクションも起こさない	他の方法にて受理資格のある和解の恩恵を受けず、訴訟の争点についてもトヨタを訴える権利を放棄します。	

2. 本訴訟は何に関してか？

本集団訴訟は電子制御スロットルシステム（以下「ETCS」という）を搭載したトヨタ、サイオン及びレクサスに欠陥があり、運転手が意図しない加速を引き起こすことがある、と主張するものです。その結果、本訴訟はとりわけ保証違反、不当利得及び複数の州の消費者保護法違反に対し、賠償請求を求めています。www.toyotaelsettlement.comにて、Third Amended Economic Loss Master Consolidated Complaint（第3次改定経済的損失原連結告訴）がご覧になれます。トヨタは如何なる法律違反も否定しており、不正行為への関わり、ETCSの欠陥も否定しています。訴訟当事者はこうした争点を、法廷での判決前に解決することに合意しました。

本和解には人身損害あるいは物的損害の賠償請求は含まれていません。

3. 和解対象車種

ETCSが装備又は搭載され、米国、コロンビア地区、プエルトリコ及びその他すべての米国の海外領土及び所有地において販売あるいはリースされた、以下のトヨタ、レクサス、サイオン車が対象になっています（以下、「対象車」という）。

トヨタ	
車種	製造年
4ランナー	2001-2010
アバロン	2005-2010
カムリ	2002-2010
カムリHV	2007-2010
カムリソアラ（2AZ）	2002-2008
カムリソアラ（2AZ以外）	2004-2008
セリカ（2ZZ）	2003-2005
カローラ（2ZZ以外）	2005-2010
カローラマトリックス（1ZZ 4WD、2ZZ以外）	2005-2010
FJクルーザー	2007-2010
ハイランダー	2004-2010
ハイランダーHV	2006-2010
ランドクルーザー	1998-2010
プリウス	2001-2010
RAV4	2004-2010
セコイア	2001-2010
シエナ	2004-2010
スパイダー（MR2）SMT	2001-2005
スープラ（2JZ-GE）	1998
タコマ（5VZ w/ETCS-i）	2003-2004
タコマ	2005-2010
タンドラ（5VZ以外）	2000-2010

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル（877）283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

タンドラ (5VZ)	2003-2004
ヴェンザ	2009-2010
ヤリスハッチバック (プエルトリコのみ)	2006
ヤリス	2007-2010

レクサス	
車種	製造年
ES	2002-2010
GS	1998-2010
GS HV	2007-2010
GX	2003-2010
HS	2010
IS	2001-2010
LS	1998-2010
LS HV	2008-2010
LX	1998-2010
RX	2004-2010
RX HV	2006-2008, 2010
SC	1998-2000, 2002-2010
サイオン	
車種	製造年
xB	2008-2010
xD	2008-2010
tC	2005-2010

4. 集団訴訟の理由

集団訴訟では、同様の損害賠償を請求するその他の方々に代わって「集団代表者」と呼ばれる方々が訴訟を起こします。裁判所がこの手続きを受け付けた場合に、この方々は「集団」又は「集団構成員」となります。以降、裁判所は集団から除外された者を除き、すべての集団構成員のために争点を解決します。

5. 和解に至った理由

本訴訟における原・被告双方が、更なる訴訟に発展するリスクと費用を避けるため和解に合意しました。従って、集団構成員はトヨタの責任を放免する代わりに恩恵を得ることができます。和解は、トヨタが法律に違反した及び不法行為を犯したということの意味せず、裁判所はどちらが正しいかの判断を下しませんでした。裁判所は本和解をひとまず承認し、本通知の発行に至りました。集団代表者とその弁護士（「集団弁護士」という）は、和解が全集団構成員に対し最大の利益となる、と判断しています。

和解の基本的な条件は本通知にまとめてあります。すべての証拠、追補と併せ本和解合意は両当事者の権利と義務を詳細に定めています。本通知と和解合意との間に何らかの矛盾がある場合は和解合意が優先します。

B. 和解の対象者

ご自身への影響の有無、あるいは金銭又は恩恵の有無を知りたい場合は、まず集団構成員である事の断定が必要です。

6. 和解対象の認識方法

2012年12月28日以前のいかなる時点でご自身が個人、事業体又は組織であり、以下の条件を満たしている場合にのみ和解の対象者となります。(a) 米国50州、コロンビア地区、プエルトリコ、その他全米国海外領土及び所有地において販売あるいはリースされたETCSの搭載又は装備された対象車を所有している、若しくは所有していた、購入（した）及びリース（した）し、若しくは (b) そのような対象車の残存価値に保険を掛けていた（質問3参照）。

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル（877）283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

これを「集団」と呼びます。ご自身が集団構成員の場合は、対象車を現在所有、リース又は保険を掛けている必要はなく、残存価値に保険を掛けている場合は、和解の対象者になるため対象車の残存価値に現在保険を掛けている必要はないことにご留意ください。

集団から除外されている者：(a) トヨタ及びその役員、取締役、従業員、その関連会社及び関連会社の役員、取締役、従業員、その販売会社、販売会社の役員、取締役、従業員、トヨタのディーラー、ディーラーの役員、取締役、(b) 原告弁護団、分配弁護団、(c) 裁判所職員とその直系親族及び本事案を担当した関連法廷職員ならびに (d) 本集団から期日内にかつ正式に除外された個人又は事業体。

7. 和解の対象者であるかの確認方法

ご自身が和解対象者なのか確信が持てない場合は、(877) 283-0507に電話してご確認ください。裁判所の命令により、あらゆるお問い合わせは集団訴訟和解事務局で受け付けることになっていきますので、トヨタ、レクサス及び/又はサイオンのディーラーには一切問合せることのないようお願い致します。

C. 和解に基づく恩恵—取得内容と取得方法

8. 和解による取得項目

ご自身が集団構成員である場合は、とりわけ自家用車の車種、製造年、現在も所有、リースしているか又は自家用車の残存価値に保険を掛けているかどうか、ならびに居住地など複数の要因によって取得内容が異なります。和解により受けられる恩恵を下記に概説しますが、詳細については和解ウェブサイトをご覧ください。

裁判所は和解を認めるかどうか、まだ判断を下していません。現時点で裁判所は和解承認の判決を下していません。恩恵は裁判所に和解が最終的に承認されてはじめて支給され、一部については上訴期間が終了、或いは和解のための上訴が解決してはじめて支給されます。裁判所が和解を最終的に認める場合の予測期日、或いは恩恵支給前に上訴があるかの確認も必要となり、具体的な恩恵取得日程はわかりません。和解に関する最新情報については、www.toyotaelsettlement.comを継続的にご確認ください。

恩恵支給に至るまでに賠償請求書を作成、提出するといった、一定の期限内での必要処理事項がありますのでご注意ください。何もしない場合は、和解による恩恵を受けられず、集団構成員として本訴訟における争点についてトヨタを訴えることができなくなります。

a. 一部の元所有者又はリース者及び残存価値に対する保険契約者への支払

和解が最終的に認められた（和解のための上訴の解決を含む）場合、トヨタは2億5000万ドルを拠出し、以下の条件を満たす適格な集団構成員に分配します。(a) 2009年9月1日から2010年12月31日までの期間に所有していた対象車を売却又は交換した、(b) 2009年9月1日から2010年12月31日までの期間にリースしていた対象車をリース契約満了前に返却した、(c) 2010年12月31日以前に、いわゆる意図しない加速という事象（添付の賠償請求書に定める）をトヨタ、認可を受けたトヨタのディーラー又は米国運輸省道路交通安全局（以下「NHTSA」という）に報告した後でリース期間満了前にリースしていた対象車を返却した、(d) 2009年9月1日から2010年12月31日までの期間に保険会社により残存価値がすべて消失したと宣告された対象車を所有していた、もしくは(e) 2009年9月1日の時点で対象車の残存価値に保険が掛けられ及び保証され、そのような対象車についてはその後、保険が掛けられた車輻に支払をしたか対象車を売却し、そのような支払又は売却が2010年12月31日又はそれ以前にされた場合。

訴訟において原告側の専門家の証人が、対象車に関連するメディア報道により対象車の残存価値が減少した可能性があるのは2009年9月1日から2010年12月31日の期間である、と証言しています。この賠償金は、和解のウェブサイトですぐ入手できる分配プランに沿って適格な集団構成員に分配されます。賠償金の支払額は対象となる車の製造年、型式、販売日、また賠償請求の件数により、最低37.50ドル（約3,400円）から、数百ドル（約36,000

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

円)、あるいは数千ドル(約360,000円)の範囲となります。ただ、受け取る賠償金が本提示金額より少なくなる可能性があります。詳細についてはwww.toyotaelsettlement.comの分配プランをご覧ください。

2013年2月15日まではwww.toyotaelsettlement.comをご覧ください、一定の情報を入力し、本和解金を含む、和解の恩恵に関する追加の情報を得てください。

資金額が全賠償請求の支払金額に満たない場合、支払は案分の上、減額される旨ご了承下さい。和解合意ならびに分配計画では、適格な賠償請求が全て支払われた後、同資金の全残額を分配する仕組みを設けている点にご留意ください。下記詳細の通り、以下第8(c)項に説明されるBOS資金に代わる現金支払を、全面的に賠償請求に充てる全必要金額と、通知費、事務管理費の支払に均等に充てることが分配における最優先事項となります。同資金にさらに余剰金が発生する場合、以下第8(e)項に説明される自動車安全性・教育資金に充てられます。具体的には和解合意ならびに分配計画の規定に従い、全残額は次の通り均等に分配されます。(i) BOS資金に代わる現金支払が、承認された全賠償請求額に対し、適格な支払を100%満たせない場合、以下第8(c)項に説明されるBOS資金に代わる現金支払に充てられる。また、(ii) トヨタにより集団訴訟和解事務局、和解通知事務局、その他第三者下請け業者に支払われた手数料と費用の払い戻しに充てられる。同第8(c)項に説明される、BOS資金に代わる現金支払への追加資金により、当該資金が承認された全賠償請求額に対する適格な支払を100%満たせる場合、残額は次の通り均等に分配されます。(i) トヨタにより集団訴訟和解事務局、和解通知事務局、その他、第三者下請け業者に支払われた手数料と費用を払い戻す。また、(ii) 以下第8(e)項に説明される自動車安全性・教育資金に充てる。事務管理および/あるいは通知の費用全額が払い戻され、BOS資金に代わる現金支払に、当該資金の全賠償請求を100%支払う資金が十分にある場合、また、その後さらに残る残額は、同第8(e)項に説明される自動車安全性・教育資金に充てられます。

重要事項: 適正集団構成員がこの賠償金から金銭を受領するには2013年7月29日又はそれ以前に正式な賠償請求書の作成、提出が必要です。ご自身が適正集団構成員であれば、賠償請求書をwww.toyotaelsettlement.comでオンライン作成、提出可能です。又は、ご自身が適正集団構成員であれば和解ウェブサイトで賠償請求書を入力し、印刷して必要事項を記入し、2013年7月29日又はそれ以前にToyota Economic Loss Settlement Administrator, c/o Gilardi & Co. LLC, P.O. Box 808061, Petaluma, CA 94975-8061の和解事務局に郵送することも可能です。賠償請求書を提出する集団構成員は支払を受ける資格保持を証明するため賠償請求書に必要情報を期限までにご記入・提出頂く必要があります。

b. ブレーキ・オーバーライド・システムの搭載

和解が最終的に認められた場合、以下に提示する対象車を現在所有又はリースしている集団構成員は自家用車に無償でブレーキ・オーバーライド・システム搭載があてがわれます。ブレーキ・オーバーライド・システムは、ある走行条件下でブレーキペダルとアクセルを同時に踏んだ際、エンジンの出力を自動的に低減させます。トヨタは裁判所での最終承認後、十分な時間を設け本恩恵の提供を執行していきます。

ご自身がこの恩恵を受ける資格がある場合は、トヨタ/レクサスの公認ディーラーに自家用車を持ち込むのみですので、ぜひご利用下さい。この恩恵は、トヨタが特定の対象車にブレーキ・オーバーライド・システムが搭載できるという通知をwww.toyotaelsettlement.comに掲載した日から2年間有効・利用できますので本ウェブサイトで最新情報を継続的にご確認ください。ブレーキ・オーバーライド・システム搭載には、その時点で自家用車を所有又はリースしていることが必要です。しかし、この恩恵は自動的に移転され、所有者が変わっても対象車に追随します。運転不可能な車輛及び引き揚げられた、組み立て直された、あるいは浸水被害に遭った車輛にはブレーキ・オーバーライド・システムを搭載できません。

和解の承認後、和解の条件としてETCSが装備された以下の非ハイブリッド車にブレーキ・オーバーライド・システムの搭載が認められます。

トヨタ車	製造年
4ランナー	2003-2009

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

カローラ	2009-2010
ハイランダー	2008-2010
ランドクルーザー	2008-2010
RAV4	2006-2010
タンドラ	2007-2010
レクサス車	製造年
LX	2008-2010
RX	2010

さらに、トヨタが以前にETCSを装備した以下の非ハイブリッド車にブレーキ・オーバーライド・システムを搭載していたが、ご自身の対象車に搭載されていない場合、いつでも（無期限に）搭載可能です。トヨタはブレーキ・オーバーライド・システムをまだ搭載していない対象車を現在所有している又はリースしている方にも催促状を送付します。

トヨタ車	製造年
アバロン	2005-2010
カムリ	2007-2010
セコイア ¹	2008-2010
タコマ	2005-2010
ヴェンザ	2009-2010
レクサス車	製造年
ES	2007-2010
IS	2006-2010
IS-F	2008-2010

また、ハイブリッドの対象車は特にブレーキ・オーバーライド・システムと同様の機能を持った部品保護ロックという装置が既に装備されています。

c. ブレーキ・オーバーライド・システムの搭載に代わる、現在の適格な所有者及びリース者に対する金銭の支払

和解が最終的に認められた（和解のための上訴の解決を含む）場合、トヨタは2億5000万ドルの和解金を抛出し、適格な集団構成員に分配します。ただし、(a) 対象車がハイブリッド車である、(b) 対象車にブレーキ・オーバーライド・システムが既に実際に搭載されている、若しくは (c) 上記第8 (b) 項で触れた対象車にブレーキ・オーバーライド・システムを搭載できる資格がある場合は別です。

この賠償金は和解ウェブサイトにある分配プランに従って分配されます。適正集団構成員への支払は、居住している州、提出された賠償請求数及びその他の調整、差し引き額次第で37ドルから125ドルの範囲となります。ただし、賠償請求数及びその他の要因により支払額が多少違う場合がありますが、125ドルを超えることはありません。詳細についてはwww.toyotaelsettlement.comの分配プランをご覧ください。

2013年2月15日まではwww.toyotaelsettlement.comをご覧になり、一定の情報を入力し、本和解金を含む、和解の恩恵に関する追加の情報を得てください。

賠償金が全賠償請求支払金額に満たない場合、支払は案分の上、減額される旨ご了承下さい。和解合意ならびに分配計画では、適格な賠償請求が全て支払われた後、同資金の全残額を分配する仕組みを設けている点にご

¹ トヨタは、セコイアの現在の限定サービスキャンペーンが切れる2013年10月31日まで、ブレーキ・オーバーライド・システムがまだ搭載されていないセコイアに同システムを引き続き搭載します。

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

留意ください。下記詳細の通り、上記第8(a)項に説明される、減少価値関連資金への現金支払を、全面的に賠償請求に充てる全必要金額と、通知費、事務管理費の支払に均等に充てることが分配における最優先事項となります。同資金にさらに余剰金が発生する場合、下記第8(e)項に記述される自動車安全性・教育資金に充てられます。

具体的には和解合意ならびに分配計画の規定に従い、全残額は以下の通り均等に分配されます。(i) 減少価値関連資金が承認された賠償請求額全てに対する、適格な支払を100%満たせない場合、上記第8(a)項に説明される減少価値資金への現金支払に充てられる。また、(ii) トヨタにより集団訴訟和解事務局、和解通知事務局、その他、第三者下請け業者に支払われた手数料と費用の払い戻しに充てられる。上記の第8(a)項に説明される、減少価値関連資金の現金支払への追加資金により、当該資金が承認された全賠償責任に対する適格な支払を100%満たせる場合、残額は次の通り均等に分配されます。(i) トヨタにより集団訴訟和解事務局、和解通知事務局、その他、第三者下請け業者に支払われた手数料と費用を払い戻す。また、(ii) 以下第8(e)項に説明される自動車安全性・教育資金に充てる。事務管理費および／あるいは通知費用全額が払い戻され、減少価値関連資金への現金支払に、当該資金の賠償請求全て100%支払う資金が十分にある場合、また、その後さらに残る残額については、以下第8(e)項に説明される自動車安全性・教育資金に充てられます。

重要事項: 適正集団構成員は、この賠償金から金銭を受領するには2013年7月29日又はそれ以前に正式な賠償請求書を作成、提出しなければなりません。ご自身が適正集団構成員であれば、賠償請求書を www.toyotaelsettlement.com でオンライン作成、提出できます。又、ご自身が適正集団構成員であれば和解ウェブサイトにて賠償請求書を印刷して必要事項を記入し、2013年7月29日又はそれ以前にToyota Economic Loss Settlement Administrator, c/o Gilardi & Co. LLC, P.O. Box 808061, Petaluma, CA 94975-8061の和解事務局に郵送も可能です。賠償請求書を提出する集団構成員は支払を受ける資格保持を証明するため賠償請求書に必要情報を期限までにご記入・提出頂く必要があります。

d. 顧客支援プログラム

和解が最終的に承認された際、対象となる現車両所有者である集団訴訟の原告につき、トヨタは、車両の作動に関連する特定部品の材料及び仕上げで不具合（ある場合）の是正に必要な修理及び調整を、これらの部品が作動しない、又は破損した、誤作動する場合にはオーナーの費用負担なしで将来提供することで、車両の信頼性を守る顧客支援プログラムを施行します。顧客支援プログラムは、対象となる各部品につき、15万マイルを上限に、既存の保証の終了から10年間継続します。ただし、裁判所が最終的に和解を承認した場合、（元の保証の失効時期及びお客様の車両の走行距離によらず）対象となる各車両が、最終的な和解の承認日から3年以上保証の対象となっていない場合に限りません。

対象部品：(i) エンジン制御モジュール、及び(ii) クルーズコントロールスイッチ、(iii) アクセスペダルアセンブリ、(iv) ブレーキランプスイッチ、(v) スロットルボディアセンブリ。顧客支援プログラムは、対象となる車両とともに譲渡可能です。

ご自身が顧客支援プログラムの対象となる集団訴訟に参加されている場合、新たに顧客支援プログラムへの参加資格を得るための手続きなどは必要ありません。対象となる部品が、最終承認日から顧客支援プログラムの終了まで材料又は仕上げの不具合により作動しない、又は破損した、誤作動する場合、該当車両を、顧客支援プログラムを通しての修理又は調整のため、トヨタ/レクサス/サイオンの正規ディーラーに持ち込んでください。

提案された和解について葉書での通知を受領した場合、顧客支援プログラムについての部分を切り取り、対象となる車両のグローブボックスにお入れください。顧客支援プログラムをまとめた文書は、www.toyotaelsettlement.comからも入手できます。顧客支援プログラムの恩恵を受けるにはこの用紙は不要ですが、対象となる部品が作動しない、又は破損した、誤作動する場合のお知らせとしてご利用いただけます。作

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

動しない車輛及び、回収された、又は復元された、洪水の被害を受けた車輛は、顧客支援プログラムの対象とはなりません。

e. 自動車の安全及び教育プログラムの支払

和解が最終的に承認された場合（訴えが和解に有利に解決した場合を含む）、トヨタは3000万ドルを支払い、訴訟問題に関連する自動車の安全及び教育のためのプログラムの運営基金とします。トヨタの支払は、大学での自動車/輸送研究と、自動車の運転者向けの教育/情報プログラムに分けて行われます。大学でのプログラムへの資金拠出は、アクティブセーフティ機能や車輛制御、運転者の注意を深化させるための問題の研究を目的としたものです。教育/情報プログラムは、運転者の安全に重点を置いた教育キャンペーンから構成されます。上記の第8(a)項及び8(c)項で特定された和解金が残る場合、研究及び教育プログラムに拠出される将来の額は、上記と同じ目的で分けられます。自動車の安全及び教育プログラムの詳細については、www.toyotaelsettlement.comをご覧ください。ウェブサイトは常に更新され、このプログラムに関する追加情報や細目が記載されます。

9. 和解の恩恵と引き替えとなる放棄事項

和解が確定した場合、集団訴訟から除外されていない集団訴訟の参加者は、トヨタを免責とし、本訴訟問題内容についてトヨタを訴えることができなくなります。第VI章の和解合意は、発表された申立を必要な法律用語で記述したものですので、よくお読みください。参照しやすいように、本通知の追補Aに、発表の全文も添付しています。和解合意は、www.toyotaelsettlement.comでご覧になれます。発表された申立やその意味について疑問がある場合、以下の第15項に記載の弁護士の1人に無料で相談することができます。無論ご自身の弁護士に自らの費用負担で相談も可能です。

D. 訴訟からの除外

訴訟での法的問題についてトヨタを訴える、又は告訴を続ける権利を保持したい場合、本和解からの離脱処理が必要となります。これは、集団訴訟からの除外を求める、又は集団訴訟からの「脱退」とも呼ばれます。

10. 除外となった場合の本和解から得られる利点

除外となった場合、和解の恩恵を得ることはできません。除外を求める場合、和解の対象となることはできません。ただし、除外を適時かつ適切に求める場合、本訴訟問題の内容について将来トヨタに対し別の訴訟を起こす、又は訴訟を継続する、その訴訟にとどまる、又は訴訟の一員となることは、和解により妨げられることはありません。除外となった場合、本訴訟内容に拘束されることはなく、和解の対象となることはできません。

11. 非自己除外後の場合の告訴権

自ら除外となった場合を除き、本和解で解決した申立について、トヨタを訴える権利を放棄します。和解が最終的に承認された場合、訴訟での問題についてトヨタに対し訴訟又は他の法的手段を起こす、又は継続することは恒久的に禁止されます。

12. 和解からの離脱方法

和解から離脱するには、和解からの離脱を要求する内容の書状を送付することが必要となります。用件: Toyota Motor Corp. 意図せざる加速、マーケティング及び販売慣行、製造物責任訴訟。また、訴訟番号 (No. 8:10ML2151 JVS (FMOx)) を記載してください。書状には、ご自身の氏名及び住所、車輛の製造年度及び車名、モデル、VIN番号、ご自身の電話番号を記載し、署名が必要 です。電話又はwww.toyotaelsettlement.comで、除外要求はできません。除外書状は、2013年5月13日までに（当日消印有効）、以下の宛先にご郵送下さい。

Toyota Economic Loss Settlement Administrator
c/o Gilardi & Co. LLC

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

裁判所で検討するため、お客様の除外の要請は、2013年5月13日までに、和解管理者にて受領される必要があります。本通知期日は、裁判所にて変更される場合もありますので 和解に関する最新情報については、www.toyotaelsettlement.comを継続的にご確認ください。

E. お客様の代理弁護士

13. 訴訟で弁護士

裁判所は、お客様及び他の集団訴訟の参加者の代理人を務める弁護士を任命しています。この弁護士は、「集団訴訟の代理人」と呼ばれる次の弁護士です。Hagens Berman Sobol Shapiro LLPのSteve W. Berman、Susman Godfrey L.L.P.のMarc M. Seltzer、Cotchett, Pitre & McCarthyのFrank M. Pitre。これら弁護士に対する弁護士料は、お客様には課されません。別の弁護士が代理人を務めることを望む場合、ご自身の費用負担で1名を採用し、お客様に代わり出廷させることができます。

14. 弁護士への支払

集団訴訟の代理人は、裁判所に2億ドルを超えない弁護士料に加え、追加で最高2700万ドルの費用及び支出を求めます。これらの料金及び支出は、原告の25の法律事務所及び、訴訟に携わった約85名の弁護士に支払われます。集団訴訟の代理人は、各原告及び集団訴訟の代表者に、訴訟に関連して費やした時間について1時間あたり100ドルの支払い及び最低2000ドルの報酬を求めます。裁判所は、これらの額を下回る裁定を下す場合があります。裁判所の裁定が、弁護士が求める料金及び費用を下回る場合、トヨタは、残りの額を自動車の安全の研究及び教育基金に支払うことに同意します。トヨタは、裁判所が命令するものとは別個に、和解が最終的に承認された後、本項に記載された額を上限に支払を行います。（和解を支持して解決された上訴を含む）こうした支払により、集団訴訟の参加者が和解することにより受ける価値が減額されることはありません。トヨタはまた、これら弁護士料金及び支出も別途支払い、和解の条件に従いこうした費用が払い戻される可能性がある場合には、和解の通知を行いそれら管理費用も支払います。

F. 和解への異議申立

和解又はその一部に同意しない場合、裁判所で申し立てることができます。

15. 和解に不満がある場合の裁判所への申し立て方法

集団訴訟に参加しており、集団訴訟から離脱していない場合、和解の一部に不満があれば、和解に異議を申し立てることができます。裁判所が和解を承認すべきでないとする理由を述べる必要があります。異議を申し立てるには、和解への異議申し立て文書の送付が必要です。用件：Toyota Motor Corp. 意図せざる加速。マーケティング及び販売慣行、製造物責任訴訟、訴訟番号8:10ML2151 JVS (FMOx)。送付先：集団訴訟の代表者及びトヨタの顧問弁護士宛て。集団訴訟の代表者及びトヨタの顧問弁護士にて、2013年5月13日までに異議申立を受領されるよう送付下さい。裁判所で異議申立を検討するには、裁判所書記官（以下に記載）に異議申立を提出し、2013年5月13日までに申立受領が必要となります。異議申立では、異議申立の具体的な理由（法的な支援を含む）及び、依拠する証拠又は他の情報、公聴会（以下で議論）に出席する意向についての声明、異議申立が適用される、対象となる車両の一覧（VIN 番号及び、各車両の車名、モデル）、ご自身の氏名、住所、電話番号、署名、対象となる車両の購入及び/又は所有、リースの証明を含めて、ご自身が訴訟に参加していることの情報提示が必要です。

裁判所書記官	集団訴訟の代理人	トヨタの顧問弁護士
United States District Court Central District of California 411 West Fourth Street, Room 1053 Santa Ana, CA 92701-4516	Steve W. Berman Hagens Berman Sobol & Shapiro LLP 1918 Eighth Ave., Suite 3300 米国98101ワシントン州シア トル市	John P. Hooper Reed Smith 599 Lexington Avenue 22nd Floor New York, NY 10022 J. Gordon Cooney, Jr.

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

		Morgan Lewis & Bockius LLP 1701 Market Street Philadelphia, PA 19103-2921
--	--	---

16. 異議申立と排除の違いは何ですか。

除外の場合、裁判所に、集団訴訟不参加の申し立てが必要です。除外の場合、和解の影響は以後及ばないため、異議申立の根拠がありません。異議申立の場合、裁判所に、和解について何らかの不满があると申し立てることになります。集団訴訟にとどまる場合に限り、異議申立が可能です。

集団訴訟に参加、且つ何もしない場合も、引き続き集団訴訟に参加し、裁判所のすべての命令がお客様に適用されます。お客様は、各恩恵を受ける条件を満たす限り、上記の和解恩恵受領可能となり、本訴訟での問題について再度トヨタを訴えることはできません。

G. 裁判所の公聴会

裁判所は、和解を最終的に承認するかどうかを決定するため、公聴会を開催します。予定どおりに異議申立を提出しており、公聴会に出席する場合、発言を求められますが、出席又は発言を行わなくても構いません。

17. 最終和解承認決定のための公聴会開催日時

裁判所は、**2013年6月14日**に、Ronald Reagan Federal Building and United States District Court, Central District of California, 411 West Fourth Street, Santa Ana, CA 92701で、公聴会を開催します。この公聴会で、裁判所は、和解が公平かつ合理的、適切かどうかを検討します。異議申立がある場合、裁判所は異議申立を検討します。裁判所は、公聴会での発言用件を満たしている人物（以下の質問19を参照）からのみ意見聴取します。公聴会后、裁判所は、最終和解承認を確認、また承認する場合、集団訴訟の参加者の代理人を務める弁護士への報酬を決定します。この決定までに有する時間は分かりません。

18. 公聴会への出欠有無

集団訴訟の代表者が、裁判所の質問に答えますので、出席の必要はありません。ただし、自らの費用負担で出席しても構いません。ただし、自らの費用負担で出席も可能です。異議申立を送付する場合、異議申立について発言するための出廷は必要ありませんが、出席の意向について事前に通知する場合、出席可能です（以下の質問19を参照）。必要情報をすべて記載した書面での異議申立を提出し、集団訴訟の代表者及びトヨタの顧問弁護士に期限内に送達している場合、裁判所が異議申立を検討します。別の弁護士の出席の費用を支払うことも可能ですが、必要はありません。

19. 公聴会での発言

お客様又はお客様の弁護士は、裁判所に、公聴会での発言許可を求められます。そのためには、「出席の意図についての通知」を内容とする書状送付が必要です。用件：Toyota Motor Corp. 意図せざる加速、マーケティング、販売慣行、製造物責任訴訟。上記第15項に対し、上記の集団訴訟の代表者及びトヨタの顧問弁護士宛て。書状は、**2013年5月13日**までに受領必須です。また、**2013年5月13日**までに受領、提出されるよう、文書も裁判所書記官に提出が必要です。書状には、ご自身の氏名及び住所、電話番号、車輛の車名、モデル、VIN番号を記載し、署名が必要です。発言許可を要求している場合、**2013年6月14日**午前9時の公聴会の開始時に列席していることが条件です。集団訴訟から離脱している場合、公聴会での発言は不可能となります。

H. 詳細情報の入手

20. 詳細情報の入手方法

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

本通知は、提案された和解の概要を記載するものです。詳細は、別紙及び追補を含む、和解合意をご参照下さい。和解合意の写し及び、よくある質問への答え、請求用紙等、又はそれ以外の本和解関連情報については、www.toyotaelsettlement.com をご覧下さい。また、フリーダイアル（877）283-0507へ電話にて問い合わせ、又は和解管理者（住所：c/o Gilardi & Co. LLC, P.O. Box 8090, San Rafael, CA 94912-8090）に書状を送付することもできます。上記第15項についての上記住所にある裁判所での訴訟で提出された文書を検討することも可能です。

21. 和解確定時期

和解は、裁判所が公聴会で、又は公聴会後の和解最終承認まで、及び控訴が和解に有利に解決するまで、確定しません。それまでは、本通知に記載のウェブサイトを継続的にご確認ください。裁判所が、すべての質問は集団訴訟和解管理者に宛てるよう命令しているため、トヨタ及び/又はレクサス、サイオンのディーラーには一切問い合わせることのないようお願い致します。

追補A - 和解合意の第 VI 章 - 免責

- A. 両当事者は、最終命令の締結及び最終判決後に発効する、次の免責に同意する。
- B. 和解を約因とし、集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の各参加者は、自ら及び、自らにより、又は自らを通じ、自らの下で申立可能な他の法人又は個人に代わり、補償的、懲罰的、懲戒的な専門家及び/又は弁護士費用、もしくはその倍数を含むがそれらに限定されない、訴訟の主題に関する、過去又は現在、将来、成熟又は未成熟、既知又は未知、疑われている又は疑われていない、偶発的又は非偶発的、州又は市町村の法律、法令、条例、規制、規約、契約、コモンロー、又は他のすべての出典に基づくか、対象となる車輛の設計又は製造、広告、試験、マーケティング、機能、保守、販売、リース、再販を含むがそれらに限定されない、訴訟及び対象となる車輛、ETCS に関するすべての申立、経済的損失についての統合された主たる訴え、修正された経済的損失についての統合された主たる訴え、修正された第三の経済的損失についての統合された主たる訴え、TAMCC、本訴訟又は本訴訟の修正から生じる、及び/又は関連する、何らかの方法で関係するあらゆる種類の申立に基づく如何によらず、あらゆる種類のすべての申立及び要求、訴訟、請願、責任、訴訟の原因、権利、損害について、免除された当事者を完全かつ最終的、恒久的に免除、放棄、解放、免責とすることに同意する。
- C. 上記にかかわらず、集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、対象となる車輛に関連する事故から生じる負傷又は不当な死亡、実際の物理的な資産の損害についての申立を公表しない。
- D. 最終命令及び最終判決は、これら条件を反映する。
- E. 集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、本免責及び/又は最終命令、最終判決が、本発表に含まれる訴訟又は手続に対する完全な弁護であり、また弁護となり、弁護として提起可能であり、訴訟又は手続を不可能にすることに明示的に同意する。
- F. 集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、現在又はこれ以後、自ら又は集団、他の人物又は団体に代わり、訴訟及び/又は本和解を通じ免責された他の事項の理由、申立に関し、直接又は間接的に、免責された当事者に対する訴訟及び/又は手続の開始又は提出、告訴を開始及び/又は保持、実行、主張、協力しないものとする。
- G. 本合意に関連し、集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、本訴訟及び/又は本合意での除外の主題に関し現在知っている、又は真実であると考えるものに加えての、又はそれと異なる現在未知又は疑われていない申立、又は事実を、本合意以後発見する可能性がある旨了承する。ただし、本合意を完全かつ最終的、恒久的に失効するに当たり、本合意に記載の場合を除く、訴訟に関連する、すべての事項及び、存在する、又は本合意以後存在する可能性がある、存在した可能性がある（訴訟又は手続で以前又は現在主張され

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイアル（877）283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを

たかどうかによらず) ものに関連するあらゆる申立について、和解し免責とし、解放し、無害に保つことが、被告人の集団訴訟の弁護士の意図である。

H. 集団訴訟の代表者は、カリフォルニア州民法典の第 1542 項を明示的に理解、了承し、すべての集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、最終命令及び最終判決により、同項を了承し放棄すると見なされる。同項には、以下のように記されている。

一般的な免責は、債権者が、免責の実行時に自らに有利なことが存在することを知らない、又は存在することを疑う、既知の場合には債務者との和解に重大な影響を及ぼしたに違いない請求には拡張されない。

集団訴訟の代表者及び原告、集団訴訟の参加者は、カリフォルニア州民法典の第1542項、もしくは第1542項と同様又はそれに相当する、同等の州又は地域の他の法律において有することができる、又は同項により与えられ得るすべての権利及び利益を、当該の権利を合法的に放棄可能な最大の範囲で、明示的に放棄し手放すことができる。

I. 集団訴訟の代表者は、本合意において個人的に免責とするあらゆる申立の唯一かつ独占的な所有者であることを表明し保証する。集団訴訟の代表者はさらに、本訴訟の下での利益又は収益、価値に対する請求を含むがそれに限定されない、本訴訟から生じる、又は本訴訟にあらゆる意味で関連する権利又は権利、利益、請求の譲渡又は質入、いかなる方法での売却、譲渡、抵当付与を行っていないこと、及び集団訴訟の代表者は、本訴訟での全部又は一部の利益、もしくは本訴訟における利益又は収益、価値を請求する自分以外の者を知らない旨了承する。集団訴訟の訴状を提出する集団訴訟の参加者は、自らが、本和解において個人的に免責としているあらゆる申立の唯一かつ独占的な所有者であること、本訴訟の下での利益又は収益、価値に対する請求を含むがそれに限定されない、本訴訟から生じる、又は本訴訟にあらゆる意味で関連する権利又は権利、利益、請求の譲渡又は質入、いかなる方法での売却、譲渡、抵当付与を行っていないこと、及び集団訴訟の参加者は、本訴訟での全部又は一部の利益、もしくは本訴訟における利益又は収益、価値を請求する自分以外の者を知らない旨表明し保証するものとする。

J. 範囲をいかなる方法でも限定することなく、また本合意で別途指定の場合を除き、本免責は、弁護士の料金又は費用、専門家の費用、コンサルタントの費用、金利、訴訟費用、費用又は他の手数料、集団訴訟での本和解における利益の贈与を支援していると申し立てている弁護士又は原告の集団訴訟の弁護士、割り当てられた弁護士、集団訴訟の代表者、原告、集団訴訟の参加者に発生した費用を例とするがそれらに限定されない費用を対象とする。

K. 和解を約因として、トヨタ及びその過去又は現在の役員及び取締役、社員、代理人、弁護士、前任者、後継者、関連会社、子会社、部門、譲受人は、原告の集団訴訟の弁護士及び現在及び以前のそれぞれの原告、集団訴訟の代表者を、訴訟の提出及び提訴、又は訴訟の和解にのみ関し主張された、もしくは主張することが可能であったすべての訴訟の理由につき、免責としたと見なされ、最終承認命令の実行により、免責としたものとする。

L. 集団訴訟の代表者及び原告の集団訴訟の弁護士は本合意により、本免責の条項が合意の不可欠かつ重要な条件となり、裁判所が下した最終命令及び最終判決に含まれるものとするに同意し了承する。

M. 両当事者は、既存の訴答用件又は証拠開示請求、裁判前の規則、手続その他に従い、さらに訴答書面及び証拠開示の請求、回答、証言、両当事者が負うべき他の事項又は資料が今後生じる場合があること、及び本合意を行うことで両当事者は当該の訴答又は証言、証拠開示、他の事項もしくは資料を受領するもしくは行う、検査する権利を明示的に放棄することを特に理解する。

ご質問がある場合は ご質問はフリーダイヤル (877) 283-0507へ電話頂くか、WWW.TOYOTAELSETTLEMENT.COMを